

処分を行った日	事業者の氏名又は名称	本社所在地	事業の種類	違反行為の概要	命令等の内容
平成29年9月14日	南国海運株式会社	鹿児島県阿久根市	一般旅客定期航路事業	「サンシャインおおしま」が、船舶検査証書に記載された最大搭載人員を超える旅客を搭載して航行した疑いにより当局が海上運送法に基づく特別監査を実施したところ、乗船旅客数を十分に把握しておらず結果として旅客定員を超えたまま運航するなど船舶安全法及び安全管理規程が遵守されていないことが確認された。	安全管理体制を見直すとともに、安全対策改善措置を講じるよう命令 平成29年10月13日までに以下の改善措置を文書により報告すること。 1 経営トップ自らが、輸送の安全確保のために、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するとともに、安全管理体制の継続的改善を主導すること。 2 船舶検査証書で定められた最大搭載人員が確実に遵守できるよう、現行の業務体制、手法等に関し、必要な見直しを実施すること。 3 船舶安全法、安全管理規程ほか法令遵守及び安全意識の向上を図るために社員全員に指導・教育を改めて実施すること。